

平成30年度栃木県環境活動促進支援事業助成金募集要領

1 趣旨

この助成金は、県民の環境学習意欲の定着と地域における環境活動を促進することを目的に「平成30年度栃木県環境活動促進支援事業助成金交付要綱」に基づき、新たに環境団体を立ち上げて実施する活動や広く県民への波及効果の高い活動、他のモデルとなるような先進的な活動を支援するものです。

2 助成の対象となる活動

次の分野に該当する活動を対象とします。

- ① 環境教育・環境学習の推進
- ② 自然環境保全の推進
- ③ 地球温暖化対策の推進
- ④ 循環型社会の推進
- ⑤ 緑化の推進

3 募集要件

新たに環境団体を立ち上げて実施する活動、県民への波及効果の高い活動、他のモデルとなるような先進的な活動で、交付対象となる団体が主体的（主催・共催）に行うもので助成がなくても団体として実施するもの。

4 補助の対象とならない活動

申請する活動が、次の項目のいずれかに該当する場合は補助の対象になりません。

- ① 政治または宗教布教を目的とする活動
- ② 営利を目的とした活動
- ③ 国や地方公共団体等からの補助や助成を受けている、または受ける予定のある活動
- ④ 県外で実施する活動（特に県外で行うことが必須である場合を除く）
- ⑤ 恒例的に実施している活動（記念事業等で規模や内容を充実させて実施する場合を除く）
- ⑥ その他助成金の目的にそぐわない活動

5 応募資格

次の要件全てに該当する団体とします。

- ① 栃木県内に団体の本拠または事務所を有し、かつ県内で活動する営利を目的としない民間団体（法人格の有無は問いません）であること。

- ② 5人以上の会員を有すること。
- ③ 代表者が明らかであること。
- ④ 団体としての意思決定により助成金を執行でき、確実な経理処理ができること。
- ⑤ 一定の活動実績が確認でき、事業を完遂できる見込みがあること（新たに環境団体を立ち上げる場合は、その状況が確認できること）
- ⑥ 政治活動や宗教活動を主たる目的とした団体ではないこと。
- ⑦ 栃木県暴力団排除条例（平成23年4月1日施行）に規定する暴力団等ではないこと。

6 助成額、助成回数、助成事業の実施期間

- ① 助成額は、1団体あたり5万円を上限とし、予算の範囲内で決定します。そのため、申請額より減額となる場合があります。
- ② 同年度内における助成は、1団体あたり1回に限ります。
- ③ 同一団体による同一活動に対する助成は1回限りとします。なお、この回数には、過年度（平成25年度から平成29年度）に本事業（*）で助成を受けて実施した活動の回数も含まれます。（*平成30年度環境活動促進支援事業助成金交付要綱第7条第3項に記載のとおり。）
- ④ 助成事業の実施期間は、平成30年4月1日から平成31年3月8日までとします。

7 助成の対象となる経費

活動の実施に必要な下表の経費が助成の対象となります。

対象経費	内容
謝金	講師に対する謝礼
旅費	講師の交通費及び宿泊費
消耗品費等	消耗品、器材等の購入費（2万円未満のものに限る）
使用料等	会場、器材等の使用料及び賃借料
通信運搬費	郵便代、運搬費等
印刷費	パンフレット、資料、報告書等の印刷代
保険料	行事等の実施に伴う参加者等の傷害保険料

（注意！次の経費は助成の対象となりません）

- ・ 助成活動団体の恒常的な運営に係る事務費や人件費などの経費
- ・ 活動を伴わず配布だけを行う消耗品
- ・ 備品購入費（2万円以上のもの）
- ・ 助成活動団体内講師への謝金等
- ・ 助成活動団体に係る施設の維持や整備費等
- ・ 飲食費

8 募集期間

平成30年6月29日（金）

※助成金決定額が予算額を超えない場合は、2次募集を行うことがあります。

9 提出先

〒329-1198 宇都宮市下岡本町2145-13
栃木県地球温暖化防止活動推進センター

10 提出方法

持参または郵送で提出してください。（平成30年6月29日（金） 17：00必着）

11 提出書類

- ① 助成金交付申請書（様式第1号）
- ② 助成活動計画書（様式第1号関係 別紙）
- ③ 団体としての活動実績が確認できる書類（規約、直近1年間の実績報告書等）、新たに環境団体を立ち上げる場合は、立ち上げの状況が確認できる書類（規約、事業計画書等）
- ④ 会員名簿
- ⑤ その他参考となる資料
 - ・この他に助成活動を理解するため、参考となる書類の提出をお願いすることがあります。
 - ・ご提出いただいた書類は、お返しできません。
 - ・書類作成に必要な経費は、自己負担となりますのでご了承ください。
 - ・様式は下記HPからダウンロードできます。

栃木県地球温暖化防止活動推進センター（<http://www.tochieco.jp/>）

12 審査

- ① 審査は、助成金審査会で行います。（平成30年7月予定）
- ② 助成金審査会では、別に定める「平成30年度環境活動促進支援事業助成金交付に係る審査基準」に基づき助成の適否及び助成額について諮問します。

13 事業報告書の提出

助成活動団体には、助成活動の完了の日から30日以内または平成31年3月8日の何れか早い日までに、「助成金実績報告書（様式第6号）」を提出していただきます。

ご提出いただいた実績報告書は、とりまとめの上、団体名や活動の概略などを栃木県地球温暖化防止活動推進センターのホームページ等で公開します。

14 注意事項

- ① 助成金交付申請書や助成活動計画書は、審査の基本的な資料となります。その内容が交付決定後に大幅な変更が生じることがないように、十分に検討した上で作成してください。
- ② 活動内容や収支予算に重大な変更が生じた場合は、助成金が交付されないことがありますので、注意してください。
- ③ 助成金の支給は精算払いとします。
- ④ 助成事業の中で作成するチラシやポスター、購入した器材等には助成事業である旨を表記していただきます。

例) 平成30年度環境活動促進支援事業助成金

15 お問い合わせ

栃木県地球温暖化防止活動推進センター

住 所：〒329-1198 宇都宮市下岡本町2145-13

電 話：028-673-9101 / FAX：028-612-6611

メール：stochi@tochieco.jp